

積算内訳書

件名： 京都市立京北病院に係る電力の供給

(その1)

区分 期間(月)	基本料金					電力量料金					月別電気料金 (円)
	区分	単価(税抜) (円)	契約電力 (kW)	調整額 (円)	小計 (円)	区分	単価(税抜) (円)	予定使用電力量 (kWh)	調整額 (円)	小計 (円)	
令和 年 月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		
月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		
月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		
月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		
月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		
月	常用電力			()					()		
	予備電力			()					()		

注1 この積算内訳書(その1及び2)には、各参加資格者が設定する、契約電力に対する常時電力及び予備電力の基本料金の単価(円/kWh当たり。ただし、同一月においては、料金の設定区分に応じて単一の価格とする。)、予定使用電力量に対する電力量料金の単価(円/kWh当たり。ただし、同一月においては、料金の設定区分に応じて単一の価格とする。)並びに電気料金の調整額(燃料費調整額については、令和元年11月分の単価を使用)及びその内訳(期間によって金額が変動する場合は、入札日において確定しているものとする。)等を記載することとする。また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- 2 単価には消費税及び地方消費税を含まない。
- 3 月別電気料金は、各月の基本料金及び電力量料金の小計を合計したのから、1円未満を切り捨てた金額を記載することとする。これにより、月別電気料金を合計した「電気料金の総額」に1円未満の端数は生じない。
- 4 落札者は、この積算内訳書を落札決定後、速やかに提出するものとする。
- 5 各月の契約電力、予定使用電力量の合計又は月別電気料金の合計の部分は、それぞれ仕様書に記載の契約電力若しくは予定使用電力量又は入札書に記載の金額(電気料金の総額)と一致するものとします。
- 6 電力量料金の区分の欄には、電力量料金を区分する場合の基準(時間帯、使用量等の別)を記載することとする。
- 7 基本料金又は電力量料金の調整額の欄は、それぞれ料金を調整する措置がある場合に、その調整額及びその内訳を記載します。記載に当たっては、表題の()内に調整額の名称を、また、項目の上段に調整額、下段にその内訳(「単価(円)×数量(kWh又はkW)」)で表示することを原則とします。)に記載します。なお、調整額が減額のものである場合には、その調整額の前に「▲」を付するものとします。同一月に複数の調整措置がある場合には、区分欄に調整額の名称を()書きで明記する等して、それぞれの調整額及びその内訳が分かるように記載することとする。
- 8 基本料金又は電力量料金の区分が多岐に渡るため、この用紙で書き切れない場合は、各自で用紙を作成することができるものとします。ただし、月の途中で区切って単価を変更することはできません。
- 9 基本料金及び電力量料金以外の電気料金がある場合は、別紙(その2)の「その他の電気料金」の項の「月別電気料金」の欄の部分に、その合計額(減額のものである場合は、金額の前に「▲」を付する。)を記載し、別途その内訳書を添付すること。

